

平成28年度

三重大学教員免許状 更新講習募集要項

【重要なお知らせ】

- 1.今年度より、必修講習、選択講習に加えて選択必修講習が導入されました。平成27年と28年の両年度の更新講習を受講される方はP.14をご確認ください。
- 2.免許状更新講習規則の一部を改正する省令の施行（平成25年8月8日）により、認可保育所に勤務する保育士は、設置者が幼稚園を設置しているかどうかにかかわらず、受講対象者となります。
- 3.幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士も受講対象者となります。
- 4.旧免許状所持現職教員等のうち「栄養教諭免許状を有する者」の更新講習（本学においては必修講習、選択必修講習）が受講できます。

三重大学教員免許状更新講習実施委員会



MIE UNIVERSITY

日本における戦国時代から江戸時代への移行をどのように教えるのか

■選択講習

■主な受講対象者

「幼稚園教諭、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の社会科担当教諭」



日本の戦国時代から江戸時代への移行・変わりについては、近年研究が進展し、教科書の内容が変化しています。本講習においては、最新の研究成果をわかりやすく解説することによって、学校の授業に活用していただくことをめざしています。特に、東アジア諸国との関係について注目します。



講師：藤田 達生

三重大大学教育学部教授。
主な専門分野は、日本史。

受講生の声



現代の歴史観を作った人々のフィルターを取り払い、史実を丁寧に読み解いて歴史の実相を知ることが、現代社会についても考察することになると考えることができました。(小学校教諭)

歴史の見方などについて大変参考になる話を聞かせていただきました。また信長・秀吉の業績などについても新しく知ったことが多くありました。ありがとうございました。(高等学校教諭)

図形と数の話

■選択講習

■主な受講対象者

「小学校・中学校・高等学校の算数・数学科担当教諭」



図形と数は歴史的に深く関係して発達してきました。講習では、まずそれらを歴史的に追いながら、ユークリッド幾何学をもう一度とらえ直してみます。次に簡単な作図問題を解きながら、そこに隠されている特徴を調べます。最後にそれらを基盤として現代の幾何学への橋渡しをします。



講師：新田 貴士

三重大大学教育学部教授。
主な専門分野は、幾何学。

受講生の声



ゼロの起源から無と空の違い、そしてインド哲学へのつながり、今まで考えもしなかった数学や記号の起源を知ることができて大変面白く、もっと知りたいと思うことができました。(中学校教諭)

やさしく丁寧に指導いただきましたので、幾何を楽しく学ぶことができました。授業でも生徒が楽しく学べる環境作りに努めたいと思いました。(高等学校教諭)

乳幼児教育・特別支援教育における 音楽療法的アプローチの実際

■選択講習

■主な受講対象者

「幼稚園教諭、小学校・特別支援学校の音楽科担当教諭」



音楽療法では、音楽に内在する3つ（生理的・心理的・社会的）の治療的機能を意図的に活用します。乳幼児教育や特別支援教育において、音楽療法の技法を用いてどのような音楽活動が展開できるか、具体的な事例を通して学びます。

音楽療法的アプローチを
具体的な事例を通して
学ぶ



講師：根津 知佳子

三重大学教育学部教授。
主な専門分野は、音楽教育・音楽療法。

受講生の声



トーンチャイムを初めて使い、演奏したり歌ったり楽しかったです。音楽療法的アプローチとは何かと難しく考えていましたが、いつもしていることもそうだとわかり安心しました。（保育園保育士）

音楽科卒ではなくとも、思いきって参加して良かったです。音楽の力を再発見でき、また丸1日を工夫して講義して下さる先生の姿勢が素晴らしく、見習わなくてはと思いました。（中学校教諭）

デジタル・アナログを使った天文教育

■選択講習

■主な受講対象者

「小学校・中学校の理科担当教諭」



天文分野は昼間の授業で取扱いにくいという声を聞きます。デジタル機器やソフトをうまく使い、従来からあるアナログ教材と組み合わせることで、児童・生徒の理解を深めることができなにか、実習を交えながら皆さんと考えていきたいと思えます。

天文分野における
デジタルコンテンツの
可能性を考える



講師：伊藤 信成

三重大学教育学部教授。
主な専門分野は、天文学。

受講生の声



子どもたちの理解を深める無料ソフトの使い方を丁寧に教えていただいたので、現場でもすぐ利用できそうです。私自身も改めて天文の魅力を感じました。（小学校教諭）

普段の教育活動では難しい自分が住んでいる土地での天体観測を実感するために、実際に撮ったデジカメ写真を活用する方法を学ぶことができて本当によかったです。（中学校教諭）

三重大学教員免許状更新講習受講フロー

1

更新講習受講対象であるかの確認を行ってください。(免許管理者(都道府県教育委員会)にお問い合わせください。)

三重大学教員免許状更新講習システム(以下「更新講習システム」という。)へ、アクセスし、受講者利用登録をしてください。更新講習システムの操作については、本学ホームページ内のシステム利用案内を必ず確認してください。

受講者利用登録が完了すると、受講者IDが発行され、「利用申込完了」のメールが送信されます。

必修	6時間
選択必修	6時間
選択	18時間

合計30時間

※平成27年度に必修を受講し、認定されている場合は選択のみとなります。

2

本募集要項「3.受講料」「4.受講料入金後の受講申込者の都合による辞退について」を必ず読み、了承した上で、更新講習システムにより、受講を希望する講習情報を確認して、受講申込予約を行ってください。受講申込予約が完了したら、事前課題意識調査(事前アンケート)を入力してください。

3

「受講申込書」を印刷してください。

所属学校長などから受講対象者である証明(受講申込書下欄に、証明日、証明者の所属・役職、証明者氏名を記載、証明者の公印押印、本人押印、顔写真を貼付)を受けて、三重大学学務部教務チームへ郵送してください。(提出期限厳守)

4

三重大学から、受講料の払込依頼書が郵送されますので、コンビニエンスストアから受講料を振込ください。(入金期限厳守、払込依頼書は再発行いたしませんので、ご注意ください。)

受講申込予約受付期間

●第1期(6月、7月、8月に開設する「更新講習」を募集)

平成28年4月15日(金)16時から平成28年4月25日(月)27時まで

受講申込書提出期限 ⇨ 平成28年5月11日(水)必着

受講料払込期限 ⇨ 平成28年5月27日(金)(予定)

●第2期(10月に開設する「更新講習」を募集)

平成28年8月1日(月)16時から平成28年8月4日(木)27時まで

受講申込書提出期限 ⇨ 平成28年8月18日(木)必着

受講料払込期限 ⇨ 平成28年9月9日(金)(予定)

※提出期限を過ぎたものは、一切受理いたしません。

(注)募集定員に空きがある講習については、再募集を行うことがあります。対象になる講習、受講申込予約受付期間等については、ホームページにてお知らせします。

5

更新講習システム、本学ホームページを随時確認し、受講に関する準備を進めてください。

受講料入金処理が完了すると、更新講習システムの申込内容確認欄のステータスが「受講決定」となり、「受講票を印刷」することができます。受講票を印刷後、本学ホームページ内の「写真票」を印刷し、必要事項を記入後、写真を貼付けてください。

6

講習当日

◎受講票、写真票、受講に関する準備物を必ず持参してください。

◎当日の受付場所など、「講習受講に関するお知らせメール」が講習受講までに送信されますので、必ずご確認ください。

7

履修認定試験に合格した受講者に対して、履修証明書を郵送します。(講習開設日から約2ヶ月後までに郵送します。)

※免許状更新手続きについては、免許管理者(都道府県教育委員会)にお問い合わせください。

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年度から教員免許更新制が導入されました。

三重大学では、平成28年6月から10月（9月は開講いたしません）までの間に、多様な免許状更新講習を実施します。

1 受講対象者

(1) 平成21年3月31日までに授与された教諭／養護教諭免許状を持つ方（栄養教諭免許状を授与された方を除く）

平成28年度に受講対象者となるのは、普通免許状または特別免許状を有し、平成29年3月31日および平成30年3月31日が修了確認期限となる、以下に該当する方です。

●平成29年3月31日が修了確認期限となる方

生年月日	平成29年3月31日現在の年齢
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	満55歳
昭和46年4月2日～昭和47年4月1日	満45歳
昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	満35歳

●平成30年3月31日が修了確認期限となる方

生年月日	平成30年3月31日現在の年齢
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	満55歳
昭和47年4月2日～昭和48年4月1日	満45歳
昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	満35歳

- ① 現職教員（校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、保育教諭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- ② 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者
- ⑤ 教員採用内定者
- ⑥ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ⑦ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑧ 認定こども園及び認可保育所に勤務している幼稚園教諭免許状を有している保育士
- ⑨ 幼稚園を設置している者が設置する認可外保育所などで勤務している幼稚園教諭免許状を有している保育士
- ⑩ その他文部科学大臣が定める者

※ ④の受講対象者に該当するかは、勤務する学校等や免許管理者（勤務地の都道府県教育委員会など）にご確認ください。

※ ⑩の受講対象者に該当する方は、以下のとおり定められています。（平成20年文部科学省告示第164号）

- イ) 学校教育法施行規則第150条第3号の規程により文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
 - ロ) 少年院法第1条に規定する少年院において同法第4条第1項各号に掲げる教科を担当する職員
 - ハ) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科の教員
- 二) 文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等

(2) 平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状をお持ちの方 (栄養教諭以外の職にある方も該当します。)

平成28年度に受講対象者となるのは、平成29年3月31日および平成30年3月31日が修了確認期限（平成18年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者）となる前項（1）の①～⑩に該当する方

※教員免許状更新講習については、文部科学省のホームページ：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm をご覧ください。

●上記（1）、（2）の受講対象者以外にも修了確認期限を延長された場合等で受講対象になる場合があります。受講対象者かどうか不明な方は、免許管理者（勤務する学校等所在地の都道府県教育委員会）にお問い合わせください。

【ご注意ください！】

受講対象者に該当するか否かについては、申請内容に基づき確認いたしますので、申請内容に誤りがあった場合には、本学は一切責任を負いません。

2 受講申し込み

(1) 受講申込方法

更新講習システムからの申し込みにより、先着順で受付けます。

更新講習システムのURL

<https://www.kousinkousyu.jp/mie-univ/>

更新講習システムは、三重大学の教員免許状更新講習ホームページ

<http://www.mie-u.ac.jp/certificate/>

からアクセスすることもできます。更新講習システムの利用方法については、本学ホームページの「三重大学教員免許状更新講習システム利用案内」をご覧ください。

更新講習システムでの申込手続きの流れは次のとおりです。

① 利用ID登録を行う。

（過去に利用登録された方は、新たに利用登録する必要はありません。取得済みのIDでログインできます。）
ここで入力して頂いた個人情報は、三重大学教員免許状更新講習に係る業務の目的以外には使用しません。
更新講習システムに登録が完了すると「利用申込完了」メールが届きます。

② 8～9ページの「3.受講料」「4.受講料入金後の受講申込書の都合による辞退について」を必ず読んでください。

③ 受講を希望する講習を検索して、受講申込予約をする。予約が完了すると「予約完了」メールが届きます。

【ご注意ください！】

この段階で申し込みはまだ終わっていません。以下の⑤の受講申込書を提出し、三重大学において受講対象者であることが確認できた時点で受講申込予約完了となります。

④ 事前課題意識調査（事前アンケート）を入力して登録する。

⑤ 受講申込書を印刷し、顔写真（36～40mm×24～30mm）を貼付し、受講対象者である証明（受講申込書下欄に、証明日、証明者の所属・役職、証明者氏名を記載、証明者の公印押印、本人押印）を受けて、提出期限までに下記の送付先へ郵送してください。受講申込書の内容等に不備がある場合は、受付することができませんので、ご注意ください。

郵送する際には、必ず封筒の表面に「免許状更新講習受講申込書在中」と朱書きしてください。
郵送先は、以下のとおりです。

【三重大学教員免許状更新講習受講申込書送付先】

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

三重大学学務部教務チーム（教員免許状更新講習担当）

【ご注意ください！】

提出期限を過ぎると、受講の意思がないものと判断し、受講申込予約が取消となります。

受講対象者の区分ごとの受講対象者である証明者は、以下の表のとおりです。
受講対象者である証明者がわからない場合は、免許管理者（都道府県教育委員会）にお問い合わせください。

●受講対象者の区分と証明書

受講対象者の区分	証 明 者
・ 現職教員（保育教諭含む）	校長または園長
・ 教員採用内定者 教育職員となることが見込まれるもの	○公立学校および幼稚園に任命・雇用予定者 ⇒都道府県教育委員会・市町村教育委員会の任用・雇用する者 ○私立学校および幼稚園に任命・雇用予定者 ⇒学校法人等の任用・雇用する者
・ 教員勤務経験者であって教育職員となることを希望する者	○公立学校および幼稚園に勤務していた者 ⇒勤務していた学校園が所在する都道府県教育委員会・市町村教育委員会 ○私立学校および幼稚園に勤務していた者 ⇒勤務していた学校法人等の長
・ 認定子ども園及び認可保育所に勤務する幼稚園教諭免許状を保有する保育士	○認定こども園、認可保育所（園）に勤務する者 ⇒園長または所長
・ 幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育所などに勤務する幼稚園教諭免許状を保有する保育士	○幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育所などに勤務する者 公立の場合⇒当該施設設置者：市町村長 私立の場合⇒当該施設設置者：学校法人等の長

- ⑥ 三重大学において受講申込書の確認後（受講申込者の受講資格を確認）、書類不備のない方には、受講料払込依頼書を郵送します。（受講申込書提出期限後に発送を予定しています。）
お手元に届きましたら、払込依頼書に記載されているコンビニエンスストアから、期限までに払込してください。（銀行等の金融機関からの払込はできません。）

【ご注意ください！】

期限までに払込されなかった場合は、受講の意思がないものと判断し、受講申込が取消となります。
また、受講料払込依頼書の再発行はできません。紛失や期限超過には、くれぐれもご注意ください。

- ⑦ 三重大学において受講申込者からの入金を確認できましたら、受講申込が確定され、更新講習システムの「ステータス」が「受講決定」と表示されます。受講申込内容を確認し、更新講習システムで「受講票を印刷」してください。受講票を印刷後、本学ホームページ内の「写真票」を印刷し、必要事項を記入後、写真を貼付してください。受講票、写真票は「講習当日に必ず持参」してください。受講票及び写真票は、講習当日に受付で回収し、確認後、午後の受講の際に返却します。



講習の様子

(2) 受講申込予約受付期間

第1期（6月、7月、8月に開設する「更新講習」を募集）

平成28年4月15日（金）16時から平成28年4月25日（月）27時まで

受講申込書提出期限 ⇨ 平成28年5月11日（水）必着

（受講料払込期限 ⇨ 平成28年5月27日（金）（予定））

第2期（10月に開設する「更新講習」を募集）

平成28年8月1日（月）16時から平成28年8月4日（木）27時まで

受講申込書提出期限 ⇨ 平成28年8月18日（木）必着

（受講料払込期限 ⇨ 平成28年9月 9日（金）（予定））

※提出期限を過ぎたものは、一切受理いたしません。

(3) 受講申し込み上の留意事項

- ① 受講申し込みは、更新講習システムからの受付です。郵送、電話及びファックスによる受講申し込みはできません。
- ② 各講習とも定員に達し次第、申し込み受付を締め切ります。受講申込予約の講習変更は、受講申込受付期間中であれば何度でも可能ですが、受付期間終了後はできません。キャンセル待ちの受付はありません。
- ③ 受講申込予約受付期間で、受講申込予約が定員に達しなかった講習（定員に空きがある講習）については、再度募集を行うことがあります。対象になる講習、受講申込予約受付期間等については、ホームページにてお知らせします。
- ④ 必修講習は6時間を1講習のみ申し込むことができます。複数の講習のお申し込みは、他の受講者の方への迷惑となりますので、おやめください。
- ⑤ 選択必修講習は6時間を1講習のみ申し込むことができます。複数の講習のお申し込みは、他の受講者の方への迷惑となりますので、おやめください。平成27年度に必修講習を受講し、認定されている場合は、選択講習のみ受講してください。
- ⑥ 選択講習は6時間を、3講習まで申し込むことができます。予備日のための複数の講習のお申し込みは、他の受講者の方への迷惑となりますので、おやめください。また、同じ日に複数の講習を申し込むことはできません。選択講習は18時間の受講が必要ですが、3日間連続して受講する必要はありません。
- ⑦ 教員免許状更新講習は、受講対象者が保有する免許状の種類や職に応じた講習を受講することが必要です。「平成28年度三重大学教員免許状更新講習一覧」中でお知らせする「履修認定対象職種」および「主な受講対象者」を確認の上、受講申込予約を行ってください。
例）「履修認定対象職種」について
「履修認定対象職種」が「教諭」の講習には、養護教諭・栄養教諭の方は申し込みできません。
「履修認定対象職種」が「養護教諭」の講習には、教諭・栄養教諭の方は申し込みできません。
「履修認定対象職種」が「教諭・養護教諭・栄養教諭」の講習には、教諭、養護教諭、栄養教諭のいずれの方も申し込みができます。

- ⑧ 受講者の希望と講習内容のミスマッチを防ぐため、各講習とも更新講習システム上で詳しい講習情報を提供しています。申し込みを行う場合は、必ず、講習情報を確認してください。
- ⑨ 同一講習（開催年月日の異なる同名の講習）の受講は、重複履修となるため履修認定できません。
※ 選択必修講習と選択講習のシラバスが同一であれば、重複して受講することはできません。
開催年度が異なっても、重複履修となります。重複履修の事態が生じた場合、二度目に受講した講習の履修証明書は発行せず、受講料も返還できませんので、申し込みの際には、十分注意してください。
- ⑩ 受講申込予約については、下記の「3.受講料」「4.受講料入金後の受講申込者の都合による辞退について」を確認の上、慎重に行ってください。
- ⑪ 第2期予約登録時の注意事項
第1期において、必修講習6時間、選択必修講習6時間、選択講習18時間の講習登録を行い、当日欠席した場合は、予約取消ができないため、受講希望者から第2期分の予約登録ができません。
この場合は、予約開始前（7月27日（水））までに、必ず三重大学教員免許状更新講習事務局までご連絡ください。
この連絡がない場合は、講習予約受付ができないことがあります。

3 受 講 料

必修講習（6時間）	6,000円
選択必修講習（6時間）	6,000円
選択講習（1講習：6時間）	6,000円

※講習内容により、上記料金の他、材料費や教材費等が必要となる講習がありますが、その旨を了承の上、申し込みを行ってください。講習内容は、更新講習システムの講習基本情報で詳しく説明していますので、確認してください。

※受講料は、三重大学から郵送する受講料払込依頼書により、コンビニエンスストアから期限までに払込ください。期限までに払込されなかった場合は、受講申込が取消となります。

※受講料払込依頼書の再発行はできませんので、紛失や期限超過等のないように注意してください。

入金された受講料は、原則として返還できません。本学の講習を受講する意思がある方のみ、受講料を入金してください。

ただし、以下の①から④の場合には、受講申込者本人からの申し出により、既納の受講料のうち相当額を返還します。

- ① 悪天候や自然災害等やむを得ない事情により、本学が休講とした場合
- ② 本学の都合により休講とした場合
- ③ 悪天候や自然災害等の影響により、公共交通機関の利用ができず受講が困難だったと本学が認めた場合
- ④ その他、やむを得ない事情であると本学が認めた場合

なお、「④ その他、やむを得ない事情であると本学が認めた場合」とは、以下の場合とします。
（証明書を提出していただきます。）

- (1) 受講者本人が入院している場合（病気や事故など）
- (2) 受講者本人の3親等以内の親族の葬儀等に出席する場合
- (3) 受講申込時には、予定されていなかった勤務校および勤務校に準ずる学校行事に参加することになった場合で、所属長からの証明が得られる場合

また、③、④に該当する場合は、**任意の様式で、「理由書（申請書の記名・押印）」および証明書（証明書の記名・押印）」を作成し、速やかに本学に提出してください。**

4 受講料入金後の受講申込者の都合による辞退について

受講辞退の申し出は、以下のアドレスへメールでご連絡ください。

メール：kyomu-m@ab.mie-u.ac.jp

連絡の際は、受講者ID、受講者氏名、受講を辞退する講習名を、メールに記載の上、ご連絡ください。

入金された受講料の取り扱いについては、

前述の3.受講料 ①から④までの場合は、受講料相当額を返還します。申し出いただく際に、今年度に本学が開講する講習のうち、募集定員に空きのある他の講習に受講申込の振替えをすることもできますので、どちらを希望するかを、メールに記載の上、ご連絡ください。

前述の3.受講料 ①から④に該当しない場合は、受講料相当額の返還はできません。また、募集定員に空きのある他の講習へ受講申込の振替もできません。

5 受講準備

- (1) **受講票・写真票の印刷**… 受講には受講票と写真票が必要です。講習開催日までに更新講習システムから受講票を印刷してください。また、写真票は三重大学教員免許状更新講習ホームページから印刷し、必要事項を記入後、顔写真を貼付してください。
- (2) **教材等の準備**… 講習によっては、受講前にあらかじめ準備を行っておいてほしいことや講習に必要な教材等の準備が必要なことがあります。更新講習システムの講習情報を、必ず事前に確認してください。
- (3) **保険の加入**… 講習受講に係る保険（会場までの移動についても含みます。）は、受講者において加入してください。
- (4) **講習日当日に持参するもの**… 講習日当日には、以下のものを持参してください。

【講習日当日に持参するもの】

- 受講票 ● 写真票 ● 講習情報で特に持参することが指示されている資料、教材など
- 筆記用具、時計（各教室内には、時計がございません。必ず持参ください。ただし、計時機能のものに限る。）
- 講習受講に適した服装（実技等を伴う講習の場合の準備）

※本学では、昨今の地球温暖化や東日本大震災による電力不足といった問題を受け、一層の省エネルギー対策に取り組んでいます。クールビズ、ウォームビズ、空調温度設定等（夏：28℃ 冬：20℃）にご理解いただきますようお願いいたします。また、空調設備の関係上、場所により体感温度が異なりますので、暑い、寒いの調整のできる服装をご準備ください。

6 講 習

◎平成28年度教員免許状更新講習一覧については、本学ホームページ

<http://www.mie-u.ac.jp/certificate/> にてお知らせします。

ホームページでは、講習受講に関するいろいろなお知らせを掲載しますので、必ずご確認ください。

◎各講習とも、原則8時30分から受付し、9時から講習を開始します。ただし、講習によって開始時間等が異なる場合があります。必ず、更新講習システムの講習情報で確認してください。

- ◎ 1 講習毎（必修講習は6時間、選択必修講習は6時間、選択講習は6時間）の、講習終了後に受講された講習について、受講者評価書を提出していただきます。
- ◎ 受講者は、定められた時間数の講習を受講しなければなりませんので、遅刻、早退、欠席等は認められません。
- ◎ 受講者は、講習時間内に実施される履修認定試験を受験し、試験に合格することで、履修認定されます。
- ◎ 休憩（昼食休憩も含む）については、各講習担当講師の指示に従ってください。
- ◎ 講師の急病・事故などにより、やむを得ず、休講および講師を変更して、講習を実施する場合がありますので、ご承知おきください。
- ◎ 栄養教諭向けの選択講習は、本学では開講しません。（三重県内では、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部にて開講します。）

7 履修認定

(1) 履修認定試験

- ◎ 各講習は、受講した講習の内容について履修認定試験を行います。
- ◎ 試験の方法は、筆記（選択、論述）、口頭、実技、作品提出等により行います。講習ごとに異なりますので、更新講習システムの講習基本情報で確認してください。
- ◎ **履修認定試験において不正行為があったと認められた場合には、当該講習が開講された年度の履修認定を行わないとともに、既納の受講料は返還しません。また、不正行為実行者の所属する機関の長等に不正行為の事実を通知します。**

(2) 履修認定

履修認定試験に合格した受講者に対して、更新講習システムに登録された住所に、履修証明書を郵送します。講習開催日から約2ヶ月後までに郵送を予定しています。更新講習修了確認の申請に必要となりますので、大切に保管してください。

また、履修認定試験の結果については、更新講習システムでも確認することができます。

なお、免許状更新手続きについては、免許管理者（都道府県教育委員会）にお問い合わせください。

(3) 成績開示

受講者は、履修認定試験の個人成績を開示請求することができます。

開示請求を希望する場合は、履修証明書等の発送日から2週間以内に所定の手続きにより申請していただくことになります。詳細は、本学ホームページ内の「講習受講および、履修認定に関するご質問」をご確認ください。

8 その他

(1) 身体に障がい等のある方の事前相談

身体に障がいのある、または病気その他の理由で、受講に際して特別な措置を希望される方は、必ず、第1期募集期間の申込受付期間の開始以前に、（平成28年3月4日（金）までに）三重大学更新講習担当まで、電話、メールのいずれかにてご相談ください。

なお、相談の内容によっては、対応に時間を要すること、対応できないこともありますので、できる限り、早い時期にご相談ください。

【事前相談窓口】

三重大学学務部教務チーム（教員免許状更新講習担当）

電話：059-231-5520 FAX：059-231-9058 メール：kyomu-m@ab.mie-u.ac.jp

(2) 講習の実施、受講の際の留意事項

- ① 悪天候、自然災害及びその他やむを得ない事情による休講の措置
次に該当する場合には、講習を休講とします。
 - ・ 午前7時現在、講習を開催する地域に「暴風警報」、「特別警報」が発令されている場合
 - ・ 台風・地震などの自然災害や火災等により、講習を実施できないと本学が判断した場合
 - ・ 担当講師の急病等やむを得ない事情により、講習を実施できないと本学が判断した場合休講の措置を行う場合は、原則として講習日当日の午前7時30分までに、三重大学教員免許状更新講習ホームページでお知らせするとともに、更新講習システムに登録されたメールアドレスに通知します。これらの方法で休講の連絡を受け取れない場合は、受講票に記載された緊急連絡先にお問い合わせください。休講になった場合の取り扱いについては、ホームページ上の「平成28年度教員免許状更新講習が休講になった場合の取り扱いについて」をご確認ください。
- ② 当日、講習を欠席される場合は、受講票に記載された連絡先に電話連絡をお願いします。(連絡がない場合にも本学から問い合わせることはせず、欠席といたします。)
- ③ 昼食は、会場内にある食堂等を利用することが可能ですが、時期によって閉店の場合や大変混み合うことがありますので、持参されることをお勧めします。
- ④ 次に該当する場合には、講習の受講を認めませんのでご注意ください。
また、既納の受講料も返還いたしません。
 - ・ 講習受講に相応しくない服装及び態度等であると本学が判断した者
 - ・ 公序良俗に反すると本学が判断した者
 - ・ その他本学が受講不適切と判断した者
- ⑤ 講習中は、スタッフが教室等に入り、写真を撮影しますのでご承知おきください。
撮影した写真は、三重大学教員免許状更新講習ホームページ、募集要項及び事業報告書等に掲載するために利用し、その他の目的には利用しません。

9 講習会場

三重大学上浜キャンパス（津市栗真町屋町1577）

講習会場は、都合により変更することがあります。変更した場合は、該当する受講者に本学から連絡させていただきます。

【ご注意ください！】

講習会場に、「受講者用駐車スペースはありません。」受講に際しては公共交通機関のご利用をお願いします。
万が一、無断で自動車で来られたことが分かった場合、不認定とさせていただきます。

大学周辺施設への無断駐車によるトラブル発生の連絡がありますが、本学は一切責任を負えません。

また、会場における盗難、事故等のトラブルに対する責任も負いかねますので予めご承知おきください。

10 講習当日のスケジュール

○必修講習スケジュール（3人講師体制）例

9:00～10:50 講習A
11:05～12:00 講習B
12:00～13:00 昼食
13:00～13:50 講習B
14:05～15:55 講習C
16:05～16:50 履修認定試験
16:50～17:10 受講者評価書を記入し、提出後解散

※受講クラスによって、講習の順番が変わることがあります。

3人講師体制と1人講師体制とでスケジュールが異なります。

○必修講習スケジュール（1人講師体制）例

9:00～11:50 講習
11:50～13:00 昼休み
13:00～15:50 講習
15:50～16:00 休憩
16:00～16:40 履修認定試験
16:40～17:00 受講者評価書を記入し、提出後解散

○選択必修講習スケジュール例

9:00～11:50 講習
11:50～13:00 昼休み
13:00～15:50 講習
15:50～16:00 休憩
16:00～16:40 履修認定試験
16:40～17:00 受講者評価書を記入し、提出後解散

○選択講習スケジュール例

9:00～11:50 講習
11:50～13:00 昼休み
13:00～15:50 講習
15:50～16:00 休憩
16:00～16:40 履修認定試験
16:40～17:00 受講者評価書を記入し、提出後解散

※それぞれ小休憩含みます。

よくあるお問い合わせ

更新講習システムで受講者利用登録（ID取得）をするにあたって

Q 保有する免許状が「現有免許状一覧」の中にありません。

A 昭和 63 年以前に取得された方は、以下のように選択・入力してください。

【小学校・中学校教諭免許状の場合】

一級免許状 ⇨ 「小一種」、「中一種」

二級免許状 ⇨ 「小二種」、「中二種」

【高等学校教諭免許状の場合】

・種類

一級免許状 ⇨ 「高専修」 二級免許状 ⇨ 「高一種」

・教科または領域

社会の場合 ⇨ 「地理歴史」または「公民」のどちらかを選択

【盲学校・聾学校・養護学校教諭免許状の場合】

・種類

「特支専修」、「特支一種」、「特支二種」から該当するものを選択

・教科または領域

盲学校教諭免許状 ⇨ 「視覚障害者」

聾学校教諭免許状 ⇨ 「聴覚障害者」

養護学校教諭免許状 ⇨ 「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」から該当するものを選択

講習受講期間について

Q 認定保育園に勤めている保育士です。修了確認期限内であれば講習をいつ受講しても良いですか？

A P.4の受講対象者をご確認ください。平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方（栄養教諭免許状を持つ方を除く）の最初の修了確認期限は生年月日で割り振られています。修了確認期限の2年2ヶ月前～2ヶ月前までの2年間に受講することが必要となります。期限を経過した場合、教職に就かれる際には、2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講して、各住所地の都道府県教育委員会に申請することが必要となります。

平成27年および28年の両年度の教員免許状更新講習を受講する予定の皆様へ

平成28年度より教員職員免許法施行規則等の一部改正により、講習内容が変更になります。

〈改正前〉 必修領域講習12時間、選択領域講習18時間

〈改正後〉 必修領域講習6時間、選択必修領域講習6時間、選択領域講習18時間

このことにより、「改正前の平成27年度の講習」と「改正後の平成28年度の講習」の両年度の講習を受講する予定の方は、以下の経過措置に注意してください。

経過措置として、改正前の必修領域講習12時間の履修認定を受けた者については、新講習の必修領域講習6時間と選択必修領域講習6時間の履修認定を受けた者とみなされます。改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、新講習の選択領域講習（6～18時間のうち同時間）の履修認定を受けた者とみなされます。

〈例〉

- 平成27年度（改正前）に必修領域講習12時間のみ履修認定された場合
平成28年度（改正後）に選択領域講習18時間の履修認定が必要です。
- 平成27年度（改正前）に選択領域講習18時間のみ履修認定された場合
平成28年度（改正後）に必修領域講習6時間と選択必修領域講習6時間の履修認定が必要です。
- 平成27年度（改正前）に必修領域講習12時間と選択領域講習12時間を履修認定された場合
平成28年度（改正後）に選択領域講習6時間の履修認定が必要です。

詳細については、文部科学省ホームページ内の「免許状更新講習における選択必修領域の導入について（通知）」をご覧ください。

また、不明な点はご所属の教育委員会にお問い合わせください。

【平成28年度三重大学教員免許状更新講習募集に関する問合せ先】

更新講習システムの利用方法や受講申込予約から受講までの諸手続などのご質問は、4月1日（金）より11月30日（水）まで、下記の電話、E-mailでお受けします。

電 話：059-231-9842（8時から20時まで、土日祝を除く ※4月・5月は土日も対応します）

メール：koushin@ab.mie-u.ac.jp

※ホームページにも、よく寄せられるご質問について、Q&A形式にてご紹介していますので、お問い合わせの前にご確認ください。

【講習受講および履修認定に関する問合せ先】

三重大学学務部教務チーム 教員免許状更新講習担当

電 話：059-231-5520（平日9時から17時15分まで、土日祝を除く）

メール：kyomu-m@ab.mie-u.ac.jp

